

電話再診の終了のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、令和2年3月に厚労省が特例として定めたルールに基づき、当院でもこれまで電話再診による院外処方が行われてきたところです。

今般、新型コロナの感染症法上の位置付けが、令和5年5月8日付で5類感染症へ移行したことに伴って、

この運用は、

令和5年7月31日 で終了します。

(R5.3.31厚労省事務連絡)

8月以降は、対面診察による処方という従来の形に戻りますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和5年5月15日
栃木医療センター

